令和８年１１月１１日

佐世保市建設工事登録業者　各位

佐世保市財務部契約課

令和９年度 主観点の申請について（お知らせ）

令和９年度の建設工事登録業者の格付け等にあたり、次の項目にかかる主観点の加点を希望する方は、下記により申請してください。なお主観点の審査は、市内業者（佐世保市内に本社を有する業者）を対象に行いますのでご留意ください。

記

１　申請方法

令和８年１１月１３日（金） から **令和８年１２月１４日（月）**までの期間に
佐世保市役所　１２階　財務部契約課　までご持参ください。
（受付時間：開庁日の午前８時３０分から午後５時１５分まで）
※ 期間外の受付はできませんのでご注意ください。

２　提出書類

別紙「主観点申請書類一覧表」のとおり

３　申請対象項目

(1) 防災協定等

令和８年１０月３１日時点における佐世保市との各協定について、下表に示す条件に該当する業者に対し全ての工事種類に 30 点を加点する。

協定名称	条件
大規模災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定書	左記協定を締結し、災害訓練を毎年実施する団体に所属している者 ・一般社団法人　長崎県建設業協会佐世保支部 ・一般社団法人　長崎県建設業協会北部支部佐世保分会 ・一般社団法人　長崎県中小建設業協会佐世保支部協会 ・一般社団法人　長崎県地質調査業協会 ・一般社団法人　長崎県産業資源循環協会県北支部 ・佐世保電気工事業協同組合 ・佐世保市造園建設業協同組合 ・佐世保市法面技術協同組合 ・佐世保市北部地域防災協議会 ・県北防災建設業協同組合
緊急支援業務に関する協定書	左記協定を締結し、災害訓練を毎年実施する団体に所属している者 ・佐世保管工事協同組合
災害発生時における冷凍空調の応急対策に係る協定書	左記協定を締結し、災害訓練を毎年実施する団体に所属している者 ・県北空冷協会

(2) 協会等への加入

令和８年１０月３１日時点以前の１年間において、建設工事関連の協会（一般社団法人又は公益社団法人に限る。）または法に基づく協同組合に所属し、団体が主催又は共催した講習会等（技術の向上を目的としたものに限る。）に参加した業者に対し、所属団体に該当する工事種類に 20 点を加点する。ただし、専門工事に特化した団体以外の団体については、加点する工事種類を２工種まで選択できるものとし、２工種選択時の配点は各 10 点とする。また、管工事業に係る団体については、管、水道施設、上下水道土木のいずれかに 20 点配点するか２工種を選び各 10 点配点するか選択できるものとする。

なお、複数の団体に所属していても加点の申請はいずれか１団体分のみとする。

【協会等の加点対象工種（例）】

No.	協会等	対象工種
①	（一社）長崎県建設業協会佐世保支部	全工種
②	（一社）長崎県建設業協会北部支部	全工種
③	（一社）長崎県中小建設業協会佐世保支部協会	全工種
④	（一社）長崎県地質調査業協会	とび・土工、さく井
⑤	佐世保電気工事業協同組合	電気、電気通信
⑥	佐世保市造園建設業協同組合	造園
⑦	佐世保市法面技術協同組合	とび・土工
⑧	県北防災建設業協同組合	全工種
⑨	佐世保管工事協同組合	管、水道施設、上下水道土木
⑩	（一社）冷凍空調保安協会	管
⑪	（一社）長崎県解体工事業協会	解体

(3) 市民雇用数

令和８年１０月３１日時点において、建設業者が雇用する職員のうち、常勤かつ佐世保市に在住している者（代表者を除く。）について、一人につき 0.5 点を全ての工事種類に加点する。

(4) 障がい者雇用

建設業者が「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第７項に規定する事業主（以下「法定事業主」という。）で、同法第 43 条第１項に規定する障害者雇用率に加え１名以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障がい者」という。）を令和８年６月１日から起算して直前１年間以上継続して雇用しているか、又は法定事業主以外の建設業者が、障がい者を直近の決算日から起算して直前１年間以上継続して雇用している場合に、全ての工事種類に 10 点を加点する。

(5) 土木施工管理／CPDS

一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が実施する土木施工管理／CPDS（継続的専門能力啓発システム）へ登録した学習単位のうち、業者ごとに令和８年１０月３１日時点以前１年間に取得した単位数の合計に応じて、土木一式工事に下表の付与点数に基づき加点する。

登録学習単位合計数	付与点数
100 UNIT 以上	20 点
80 UNIT 以上　100 UNIT 未満	16 点
60 UNIT 以上　80 UNIT 未満	12 点
40 UNIT 以上　60 UNIT 未満	8 点
20 UNIT 以上　40 UNIT 未満	4 点

(6) 建築技術継続能力開発／CPD

建築士又は建築施工管理技士等の資格を有する者について、公益社団法人日本建築士会連合会、建築CPD運営会議又は一般財団法人建設業振興基金が実施する建築技術継続能力開発／CPDへ登録した学習単位のうち、業者ごとに令和８年１０月３１日時点以前１年間に取得した単位数の合計に応じて、建築一式工事に下表の付与点数に基づき加点する。

登録学習単位合計数	付与点数
100 単位以上	20 点
80 単位以上　100 単位未満	16 点
60 単位以上　80 単位未満	12 点
40 単位以上　60 単位未満	8 点
20 単位以上　40 単位未満	4 点

(7) 消防団活動への協力

令和８年１０月３１日時点において、佐世保市消防団協力事業所表示制度実施要綱第 4 条第 1 号に基づき、従業員が消防団員として複数入団している事業所等で消防団協力事業所として認定を受けている者に対し、全ての工事種類に 10 点を加点する。

(8) 建設業労働災害防止協会への加入

令和８年１０月３１日時点において、建設業労働災害防止協会へ加入している者に対し、全ての工事種類に 10 点を加点する。

(9) 一般事業主行動計画の策定

令和８年１０月３１日時点において、①次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）、②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づき、一般事業主行動計画を策定している者に対し、全ての工事種類に 5 点を加点する。

※ ①②どちらかを策定している場合は5点、①②両方を策定している場合は10点を加点する。

(10) 環境への配慮

令和８年１０月３１日時点において、エコアクション２１又はＩＳＯ１４００１の認証を取得している者に対し、全ての工事種類に 5 点を加点する。

以　上

契約課（制度担当）
TEL：0956-25-9681（直通）
FAX：0956-25-9624